宿舎（自動車の保管場所）貸与申請書

国立大学法人群馬大学長　殿

　　　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 現住所 |  |
| 学部等名 |  |
| 役職名 |  |
| フリガナ |  |
| 氏名 |  | 印 |

下記記載の自動車の保管場所の貸与を受けたいので申請します。自動車の保管場所を含め宿舎の使用に当たっては，国立大学法人群馬大学教職員等宿舎規程及び指示に反しないことを確約します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 自動車の車名・形式 |  | 自動車登録番号 |  |
| 自動車の所有者 | （本人との続柄） |
| 自動車の使用者 | （本人との続柄） |

宿舎（自動車の保管場所）貸与承認書

　　　　年　　月　　日

国立大学法人群馬大学長　　　　　　　　　　㊞

上記申請者に対し，下記のとおり自動車の保管場所の貸与を承認します。

記

１　宿舎

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種類 | 所在地 | 宿舎名及び戸番 |
| 有料 |  | （戸番　　　　） |
| 指定保管場所 |  |
| 専用開始日 | 保管場所に係る宿舎使用料月額 | 備考 |
| 　　　　年　　月　　日 | 　　　　　　　　　円 | 裏面２の貸与の条件参照 |

駐車許可票の有無 管理人氏名

|  |  |
| --- | --- |
|  有　□  無　□ | 確認印 |
|  |

２　宿舎貸与の条件

(１) 被貸与者（自動車の保管場所の貸与を受けている者をいう。以下同じ。）は，善良な管理者の注意をもって自動車の保管場所を使用しなければならない。

(２) 被貸与者は，自動車の保管場所の全部若しくは一部を第三者に貸し付け，若しくは自動車の保管場所の用以外の用に供し，又はその承認を受けないで改造その他の工事を行ってはならない。

(３) 被貸与者は，その責に帰すべき事由により自動車の保管場所を滅失し，損傷し，又は汚損したときは，遅滞なくこれを原状に回復し，又はその損害を賠償しなければならない。

(４) 天災，時の経過その他被貸与者の責に帰さない事由により自動車の保管場所が損傷し，又は汚損した場合において，その損傷又は汚損が軽微であるときは，その修繕に要する費用は，被貸与者が負担しなければならない。

(５) 被貸与者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には，その該当することとなった日から20日以内に自動車の保管場所を明け渡さなければならない。

ア　教職員等でなくなったとき。

イ　死亡したとき。

ウ　配置換，出向，勤務地の移転その他これらに類する事由により当該宿舎に居住する資格を失い，又はその必要がなくなったとき。

エ　自動車の保管場所について，先順位者が生じたため，その明渡しを請求されたとき。

オ　自動車の保管場所の廃止をする必要が生じたため，その明渡しを請求されたとき。

カ　その他宿舎の維持及び管理のため，その明渡しを請求されたとき。

(６) 被貸与者からの宿舎使用料の払込みは，毎月の給与からの控除によるものとする。

(７) 上記の明渡しにかかる一切の経費については，いかなる理由があっても被貸与者が負担するものとする。

(８) 被貸与者は，本学が工事等宿舎の維持及び管理のため，一時的に自動車の保管場所の明渡しを請求した場合には，これに従わなければならない。

(９) 被貸与者が自動車の保管場所を明け渡す場合には，明け渡す日の５日前までに明け渡す日を届け出るとともに，自動車の保管場所を正常な状態において引き渡さなければならない。ただし，やむを得ないときは，この限りでない。

(10) 被貸与者は，その使用する自動車の車名・型式，登録番号等に変更が生じた場合には，速やかに宿舎の管理人へ届け出なければならない。

(11) 宿舎の維持及び管理の必要に基づき，本学において自動車の保管場所を調査するときは，被貸与者は正当な事由なくこれを拒んではならない。

(12) 宿舎内における盗難，損傷等の事故により，被貸与者が受けた損害については，本学は一切その責任を負わない。

(13) 上記のほか，被貸与者は，自動車の保管場所及び自動車の使用についての指示に反してはならない。